

令和7年度砺波市新児童施設トータルデザイン及び内装等設計施工業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、令和7年度砺波市新児童施設トータルデザイン及び内装等設計施工業務を発注する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務名称

令和7年度砺波市新児童施設トータルデザイン及び内装等設計施工業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

砺波市（以下「本市」という。）は、児童福祉の向上及び子育て支援の推進のため、本市内の大型商業施設内に、児童に健全な遊びの場を提供する機能及び乳幼児の子育てに関する助言、相談、情報提供を行う機能を併せもった児童施設を新たに整備することとしている。

本業務は、当該児童施設の利便性及び魅力度を最大化するため、施設内のトータルデザインを行い、内装の設計及び施工並びに備品等の整備を行うことを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで

4 施工場所

イオンモールとなみ（砺波市中神一丁目174番地）

5 設計施工費

金18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 業務内容

別紙「令和7年度砺波市新児童施設トータルデザイン及び内装等設計施工業務仕様書」に記載のとおりとする。

なお、本プロポーザルにおいて優先交渉権者となった事業者の企画提案の内容を基本として、必要に応じて追加、変更等の調整を行い、最終的な仕様を定めるものとする。

7 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、以下の要件をすべて満たしていること。

- （1）令和7・8年度の砺波市入札参加資格（建設工事）を備えていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- （3）砺波市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号による暴力団及び第6号に規定する暴力団関係者でないこと。

8 スケジュール

項目	期日
実施要領等の公表	令和7年8月18日（月）
参加申込書の提出期限	令和7年9月 1日（月）午後5時
質問書の提出期限	令和7年9月 1日（月）午後5時
質問に対する回答	令和7年9月10日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年9月18日（木）午後5時
プレゼンテーションの開催	令和7年9月25日（木）
選定結果の通知	審査後、速やかに
契約締結	令和7年9月下旬以降

9 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の提出

応募する事業者は次のとおり参加申込書（様式1）を提出すること。

ア 提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時

イ 提出場所

〒939-1398 砺波市栄町7番3号
砺波市教育委員会こども課こども支援係

ウ 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までの時間帯に提出すること。

※ 郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法で送付すること。

(2) 質問の受付及び回答

仕様等に関して質問がある場合は、指定した期間内に、質問書（様式2）を電子メール（電話及び持参不可）により提出すること。

ア 受付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年9月1日（月）の午後5時まで

イ 提出先メールアドレス

kodomo@city.tonami.lg.jp

ウ 回答方法

質問に対する回答は、本市ホームページで令和7年9月10日（水）までに公開するものとし、個別回答は行わない。なお、質問の内容によっては回答を示さない場合がある。

10 企画提案書の提出

企画提案書は、9に定める参加申込書を提出した者のみが提出できるものとし、次のとおり提出すること。

（1）提出期限

令和7年9月18日（木）午後5時

（2）提出場所

〒939-1398 砺波市栄町7番3号
砺波市教育委員会こども課こども支援係

（3）提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までの時間帯に提出すること。

※ 郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法で送付すること。

（4）提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式3）
- イ 会社概要書（様式4）
- ウ 業務実績書（様式5）
- エ 企画提案書（任意様式・A4判・10ページ以内）
- オ 業務実施体制調書（様式6）
- カ 工程表（任意様式）
- キ 見積書（様式7）

（5）提出部数

各7部

11 審査方法

優先交渉権者は、以下の要領で選定する。

（1）選定方法

参加資格条件を満たす事業者について、令和7年度砺波市新児童施設トータルデザイン及び内装等設計施工業務公募型プロポーザル選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえた審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

（2）プレゼンテーション及び質疑応答

ア プレゼンテーションを踏まえた審査は、令和7年9月25日（木）に実施する。時間及び場所については、別途通知する。

イ プレゼンテーションは提出資料を用いて20分間以内で行うものとし、

その後、質疑応答（１０分間以内）を行うものとする。

ウ プレゼンテーションに参加できる者は３人までとする。なお、本業務を担当する責任者の参加は必須とする。

エ プレゼンテーション会場には、パーソナルコンピューターを接続できる大型ディスプレイを用意する。

（３）評価基準及び配点

プレゼンテーションを踏まえた審査では、次の評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	本業務を迅速かつ正確に実行するための体制・人員が確保されているか	１０点
業務経験・実績	本業務を実行できるだけの実績やノウハウを有しているか	１０点
業務の理解度	本業務の目的や内容が十分に理解されているか	２０点
提案内容	着眼点・分析力が優れているか	２０点
	独創性・先進性がある内容となっているか	２０点
	具体的かつ現実的な工程となっているか	１５点
業務経費	適正かつ妥当な見積価格となっているか	５点
合計		１００点

（４）結果通知

審査結果については、後日すべての提案者に電子メールにより結果のみを通知する。また、契約締結後、選定結果をホームページにおいて公表する（優先交渉権者以外の提案者名は公表しない。）。なお、審査結果に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等は受け付けない。

12 契約手続

優先交渉権者は、優先交渉権者が提出した企画提案書に基づいて本市と協議し、業務の最終的な仕様を定めたうえで、随意契約の方法により本市と契約を締結するものとする。ただし、協議が不調となった場合、優先交渉権者が応募要件を満たさないと判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、評価結果が次点の提案者を優先交渉権者とする。

なお、契約金額は、原則として企画提案時に提出された見積額を超えないこととする。ただし、協議により業務の追加等が生じた場合はこの限りではない。

13 失格事項

次のいずれかの事項に該当した場合は、失格とする。

- （１）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （２）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （３）信義に反する行為があった場合
- （４）その他選考に係る不正行為があった場合

14 その他

- (1) 企画提案書の作成費用、見積費用、交通費等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書の受領後、本市が必要と判断した場合には、補足資料の提出を求めることがある。
- (4) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。

15 問い合わせ先

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

砺波市教育委員会こども課こども支援係

TEL 0763-33-1590

FAX 0763-33-6828

メール kodomo@city.tonami.lg.jp